

# 四万十市中小企業エネルギー価格高騰対策支援金 申請の手引き

## 1 補助対象者

### (1) 中小企業者とは

この補助事業において中小企業者とは以下の基準を満たす会社又は個人を指します。

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社(※)又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人

### ※会社の定義

会社法上の会社を指します。具体的には以下の通りです。

会社法上の会社等	株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、(特例)有限会社
士業法人	弁護士法に基づく弁護士法人 公認会計士法に基づく監査法人 税理士法に基づく税理士法人 行政書士法に基づく行政書士法人 司法書士法に基づく司法書士法人 弁理士法に基づく特許業務法人 社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人 土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人

### (2) 他の自治体等より同様の支援を受けている事業者とは

令和7年度に国、県、他市町村等から四万十市内に所在する事業所、店舗等について物価高騰にかかる支援金を受けることができる事業者を指します。

- 【例】
- ・高知県医療施設等物価高騰緊急対策給付金
  - ・高知県社会福祉施設等物価高騰緊急対策給付金 等

## 2 対象業種

産業	大分類	
第2次産業	C	鉱業、採石業、砂利採取業
	D	建設業
	E	製造業
第3次産業	F	電気、ガス、熱供給、水道業（中分類36水道業のみ）
	G	情報通信業
	H	運輸業、郵便業
	I	卸売業、小売業
	J	金融業、保険業
	K	不動産業、物品賃貸業
	L	学術研究、専門・技術サービス業
	M	宿泊業、飲食サービス業
	N	生活関連サービス業、娯楽業
	O	教育、学習支援業（中分類81学校教育に分類されるものを除く。）
	P	医療業、保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業 （但し、他の事業による支援制度がある業種を除く）
Q	複合サービス業の内86郵便局	
R	サービス業（他に分類されないもの）（中分類93政治・経済・文化団体、94宗教、96外国公務を除く。）	
T	分類不能の産業	

## 3 対象事業年度

個人の場合	令和6年1月1日から令和6年12月31日
法人の場合	令和6年4月1日から令和7年3月31日までに終了した会計年度 【例1】令和5年10月1日から令和6年9月30日まで 【例2】令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

## 4 対象経費

電気料金、ガス料金、燃料費（ガソリン代を含みます）

## 5 対象外経費

他の補助事業で補助対象となっている経費は対象外とします。

【例】・タクシー事業者がL Pガス車に使用するガス料金（タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業による支援制度あり）

## 6 支援金交付額

対象事業年度に使用した対象経費により以下の通りとする

対象経費支払済額	交付額
77,000 円未満	対象外
77,000 円以上 154,000 円未満	10,000 円
154,000 円以上 230,000 円未満	20,000 円
230,000 円以上 307,000 円未満	30,000 円
307,000 円以上 384,000 円未満	40,000 円
384,000 円以上	50,000 円

## 7 交付申請書(様式第1号)添付書類

- (1) 誓約書(様式第2号)
- (2) 対象事業年度に水道光熱費を使用した額が確認できる書類 (※下表参照)
- (3) 四万十市税に滞納が無いことが確認できる証明書(申請から3ヵ月以内に発行したもの)
- (4) 通帳の写し(振込先口座と口座名義が分かる箇所のコピー)

※対象事業年度に水道光熱費を使用した額が確認できる書類

### 【個人の場合】

申告等の区分		添付する書類
確定申告書を提出をしている方	青色申告をしている方	(1) 確定申告書 (2) 青色申告決算書
	白色申告をしている方	(1) 確定申告書 (2) 収支内訳書
市県民税申告書を提出をしている方		(1) 市県民税申告書 (2) 収支内訳書

### 【法人の場合】

申告等の区分	添付する書類
確定申告書を提出している方	(1) 確定申告書 (2) 所得の金額の計算に関する明細書 (3) 損益計算書 (4) 販売費及び一般管理費明細書

※提出書類は対象事業年度のものとしします。

※損益計算書で水道光熱費の使用料が確認できる場合は、販売費及び一般管理費明細書の提出は不要です。

※四万十市外の事業所又は店舗も運営している場合は、四万十市内の事業所等の対象経費が確認できる書類を添付してください。

※その他、補助金について不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

**【提出及び問い合わせ先】**

■本庁

〒787-8501 四万十市中村大橋通4丁目 10

観光商工課 商工・雇用対策係

TEL (0880) 34-1126(直通)

FAX (0880) 34-2525

E-mail [syoukou@city.shimanto.lg.jp](mailto:syoukou@city.shimanto.lg.jp)

■西土佐総合支所

〒787-8501 四万十市西土佐江川崎 2445-2

産業建設課 産業振興係

TEL (0880) 52-1113(直通)

FAX (0880) 52-2124

E-mail [n-sangyou@city.shimanto.lg.jp](mailto:n-sangyou@city.shimanto.lg.jp)